

令和7年度脱炭素推進モデル企業選定公募要領

令和7年6月18日
公益財団法人宮崎県産業振興機構

1 事業の目的

世界的にカーボンニュートラルの実現に向けた動きが活発になる中で、大手企業の脱炭素の取組が進んでおり、サプライチェーン全体での脱炭素を進める動きも広がっていることから、県内企業も取引の維持・拡大を図る上で、脱炭素の取組を進めていく必要があります。

そのため、まず、本県全体の二酸化炭素排出量の約3割を占める製造業に注目し、エネルギー使用に係る現状把握等から削減計画（以下「計画」という。）の策定、計画に基づく具体的取組を伴走支援することで、ロールモデルを創出し、県内製造業の脱炭素の取組を促進します。

2 選定までの流れ

（1）申請書の提出

選定を希望する企業は、脱炭素推進モデル企業選定申請書一式を公益財団法人宮崎県産業振興機構（以下「機構」という。）に提出します。

（2）審査

書面審査とします。

（3）通知

審査の結果は、応募企業に対して文書で通知します。

3 脱炭素推進モデル企業の選定要件

脱炭素推進モデル企業の選定要件は以下のとおりです。

（1）経営者の資質

カーボンニュートラルの取組を推進するにあたって、経営者が取組意欲及び脱炭素経営をふまえた自社の将来的なビジョンを有していること。

（2）組織体制・取組遂行能力

- ・ 支援の受け入れ体制が整っている又は今後整える予定であること。
- ・ 計画を速やかに実行する機動性・実行力があること。

（3）ロールモデルになる意志

県内の脱炭素の取組の模範となる企業として、経営者及び組織全体が十分に意志を有していること。

4 申請者の要件

脱炭素推進モデル企業の選定を申請する者は、以下の要件の全てを満たす必要があります。

- (1) 業種は「製造業」(金属関連、食品関連等の製造分野を問わない)であること。
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項及び第5項に定める中小企業者若しくは小規模企業者、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項第2号の事業を実施する農事組合法人(中小企業基本法第2条第1項第1号に定める範囲の者に限る)(以下「中小企業等」という。)であること。

ただし、次の①から③のいずれかに該当する者は、実質的に大企業である者とみなして対象から除く。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合は除く。以下同じ。)が所有している中小企業等
 - ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等
 - ③大企業の役員又は社員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等
- (3) 県内に本社(本社機能を有する場合を含む。)を有する中小企業等であり、今後10年間以上県内に本社を有する見込みがあること。
 - (4) 県税の未納がないこと。
 - (5) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団関係者と密接な関係を有する事業者、又は重大な法令違反があるなど社会通念上選定にふさわしくないと判断される問題がないこと。
 - (6) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
 - (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

5 選定申請書類

- (1) 申請期間

令和7年6月25日(水)から令和7年7月25日(金)17時(必着)まで

(2) 提出書類（正本 1 部）

- ① 申請書（様式第 1 号）
- ② 事業概要等説明書（様式第 2 号）
- ③ 直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- ④ 会社案内等会社の概要が分かる資料
- ⑤ 履歴又は現在事項全部証明書（交付申請日以前 3 か月以内のもの。写しでも可。）
- ⑥ 県税の納税証明書（県税に未納がないことの証明）（交付申請日以前 3 か月以内のもの。写しでも可。）
- ⑦ 特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第 3 号）
- ⑧ 誓約書（暴力団関係）（様式第 4 号）

(3) 提出方法

郵送または持参

※郵送の場合、配達証明など配送記録が残る方法を必ず利用してください。

※申請書類の返却は行いませんので、申請者は、控えを 1 部保管してください。

(4) 提出先

〒880-0811 宮崎市錦町 1 番 1 0 号 K I T E Nビル 7 階
公益財団法人宮崎県産業振興機構 企業成長促進室

6 選定後の支援

脱炭素推進モデル企業として選定された企業（以下「選定企業」という。）に対しては、機構が持つ支援施策を重点的・集中的に活用し、計画の達成に向けて支援します。

7 その他

(1) 支援機関への報告等

選定企業は、機構に対し、定期的に計画に対する進捗状況等を書面又は訪問により報告していただきます。また、機構が必要に応じて、実地調査等を行うことがあります。

(2) 支援成果の確認

本事業の取組によって温室効果ガス排出量が減少しているかを確認するため、選定企業は、少なくとも計画策定前及び計画策定後 1 年ごとに 3 年間、宮崎県環境森林部環境森林課が開設しているウェブサイト「みやざきの環境」からダウンロードできる「温室効果ガス排出算定ファイル（Excel）」を用いて温室効果ガス排出量を算出し、機構に報告を行う必要があります。

【宮崎県環境森林部環境森林課ウェブサイト「みやざきの環境」】

https://eco.pref.miyazaki.lg.jp/report/greenhouse_gas/index.html

(3) 支援内容等の公表・共有

機構が選定企業に実施した支援内容や支援成果等は、報告会等で公表することがあります。また、事業の効果検証のため、必要に応じて県（公設試験研究機関を含

む)や大学等に取り組状況等の共有を行うことがあります。(公表内容については、事前に選定企業に対し確認を行います。)

(4) 選定の取消

次のいずれかに該当する場合には、選定を取り消すことがあります。

- ① 「4 申請者の要件」の(1)から(7)を満たさなくなったとき。
- ② 虚偽の申請により選定されたとき。
- ③ 選定企業としてふさわしくない行為があったとき。
(例：県等の補助金等の不正受給等)
- ④ 選定企業から、計画の中止、中断、廃止の申し出があったとき。
- ⑤ 機構による支援の効果を阻害する行為等、計画の達成を困難にし、継続した支援の実施に大きな支障が生じたとき。

(5) その他

公募要領に記載のない事項等については、選定企業と機構で協議の上、決定します。

【問合せ先】

公益財団法人宮崎県産業振興機構 企業成長促進室

担 当：児玉

住 所：〒880-0811 宮崎市錦町1番10号 K I T E Nビル7階

T E L：0985-77-5563 (月～金曜日 8:30～17:15 ※祝日を除く)

F A X：0985-77-5564

E-mail：kigyoseicho@mepo.or.jp